

広島県訓令
広島県議会議務局訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令第二号
広島海区漁業調整委員会訓令
広島県土地造成事業管理規程
広島県公営企業管理規程
広島県病院事業管理規程

本庁
地方機関
議会事務局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局
海区漁業調整委員会事務局
商工労働局本庁
上下水道部本庁
病院事業本庁
病院事業局病院

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年八月十七日

広島県知事湯崎英彦
広島県議長中本隆志
広島県選挙管理委員会委員長国政道明
広島県人事委員会委員長船木孝和
広島県代表監査委員三田利江子
広島海区漁業調整委員会会長北田國一
広島県上下水道部長川西隆弘
広島県病院事業管理者平川勝洋

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

広島県訓令
広島県議会議務局訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令第一号
広島海区漁業調整委員会訓令
（の一部を

広島県職員安全衛生管理規程（令和五年

広島県監査委員訓令

の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 総括安全衛生管理者の職務) 第六条 総括安全衛生管理者は、当該機関における衛生管理者、衛生推進者又は作業主任者を指揮するとともに、次の各号に掲げる事項を統括管理する。</p> <p>一一五 (略)</p>	<p>(総括安全衛生管理者の職務) 第六条 総括安全衛生管理者は、当該機関における安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は作業主任者を指揮するとともに、次の各号に掲げる事項を統括管理する。</p> <p>一一五 (略)</p>
<p>第八条 削除</p> <p>(衛生管理者) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 衛生管理者は、所属長（本庁にあつては、総務局長。第五項及び第六項並びに第十九条において同じ。）が当該機関に所属する職員のうちから選任する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 規則第七条第二項の規定による衛生管理者の代理者は、当該機関に所属する職員のうちから所属長が選任する者とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(安全管理者) 第八条 常時五十人以上の職員が勤務する機関で、施行令第二条に規定する業種のうち建設業又は水道業に該当する機関に安全管理者を置く。</p> <p>2 安全管理者は、所属長が当該機関に所属する職員のうちから一人選任する。</p> <p>3 安全管理者は、第六条各号に規定する事項のうち安全に係る技術的事項を管理するものとする。</p> <p>4 規則第四条第二項の規定による安全管理者の代理者は、当該機関に所属する職員のうちから所属長が選任する者とする。</p> <p>5 所属長は、安全管理者を選任したときは、遅滞なく安全管理者選任報告書（別記様式第一号）により総務局長に報告しなければならない。</p> <p>(衛生管理者) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 衛生管理者は、所属長（本庁にあつては、総務局長。第五項及び第十九条において同じ。）が当該機関に所属する職員のうちから選任する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前条第四項の規定は、衛生管理者について準用する。この場合において、同項中「所属長」とあるのは、「所属長（本庁にあつては、総務局長）」と読み替えるものとする。</p> <p>6 (略)</p>
<p>第十条 削除</p>	<p>(安全衛生推進者) 第十条 常時十人以上五十人未満の職員が勤務する機関で、施行令第二条に規定する業種の</p>

(衛生推進者)
 第十一条 常時十人以上五十人未満の職員が勤務する機関に衛生推進者を置く。

2-4 (略)

5 第九条第五項の規定は、衛生推進者について準用する。

2 第十二条 (産業医)
 (略)

地域区分	機関	産業医
本庁等地域	本庁 広島市及び安芸郡に所在する地方機関 東京事務所 大阪事務所 行政委員会等事務局 商工労働局本庁 上下水道部本庁 病院事業局本庁	(略)
病院地域	病院	(略)
西部地域	呉市、廿日市市及び山県郡に所在する地方機関	総務局長が指定する者
東部地域	東広島市に所在する地方機関	総務局長が指定する者
三原市、尾道市及び福山市に所在する地方機関		総務局長が指定する者
北部地域	三次市及び庄原市に所在する地方機関	総務局長が指定する者

うち建設業又は水道業に該当する機関に安全衛生推進者を置く。

2| 安全衛生推進者は、所属長が当該機関に所属する職員のうちから一人選任する。

3| 安全衛生推進者は、法第十二条の二に定める業務を行う。

4| 所属長は、安全衛生推進者を選任したときは、遅滞なく安全衛生推進者選任報告書(別記様式第三号)により総務局長に報告しなければならない。

5| 第八条第四項の規定は、安全衛生推進者について準用する。

(衛生推進者)

第十一条 常時十人以上五十人未満の職員が勤務する機関(前条第一項の規定により安全衛生推進者を置く機関を除く。)に衛生推進者を置く。

2-4 (略)

5 第八条第四項の規定は、衛生推進者について準用する。

2 第十二条 (産業医)
 (略)

地域区分	機関	産業医
本庁等地域	本庁 広島市に所在する地方機関(病院等地域に所在する機関を除く。)	(略)
病院等地域	病院 総合精神保健福祉センター	(略)
西部地域	呉市、廿日市市及び山県郡に所在する地方機関	西部保健所長
東部地域	東広島市に所在する地方機関	西部東保健所長
三原市、尾道市、福山市に所在する地方機関		東部保健所長
北部地域	三次市及び庄原市に所在する地方機関	北部保健所長

る者

3 前項の規定にかかわらず、総務局長が特に必要と認める場合の産業医については、総務局長が別に定める。

(産業医の職務)
第十三条 (略)

2 産業医は、前項の職務について、総括安全衛生管理者に勧告し、又は衛生管理者若しくは衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(総括安全衛生委員会)
第十七条 (略)

2 総括安全衛生委員会は、次に掲げる委員十一人をもって構成する。

- 一 (略)
- 二・三 (略)
- 四 安全に関して経験を有するもののうちから総務局長が指名する者 三人
- 五 (略)
- 3・4 (略)

第十八条 削除

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の産業医については、総務局長が別に定める。

- 一 産業医となるべき保健所長が兼務の所長である場合（厚生環境事務所に所属する医師が保健所長を兼職する場合を除く。）
- 二 産業医となるべき保健所長が法第十三条第二項に規定する要件を備えていない場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務局長が特に必要と認める場合

(産業医の職務)
第十三条 (略)

2 産業医は、前項の職務について、総括安全衛生管理者に勧告し、又は衛生管理者、安全衛生推進者若しくは衛生推進者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(総括安全衛生委員会)
第十七条 (略)

2 総括安全衛生委員会は、次に掲げる委員十三人をもって構成する。

- 一 (略)
- 二 安全管理者のうちから総務局長が指名する者 一人
- 三・四 (略)
- 五 安全に関して経験を有するもののうちから総務局長が指名する者 四人
- 六 (略)
- 3・4 (略)

(安全衛生委員会)

第十八条 常時五十人以上の職員が勤務する機関で、施行令第二条に規定する業種のうち建設業に該当する機関に安全衛生委員会を置く。

2 安全衛生委員会は、次に掲げる委員九人をもって構成する。

- 一 総括安全衛生管理者 一人
 - 二 安全管理者のうちから所属長が指名する者 一人
 - 三 衛生管理者のうちから所属長が指名する者 一人
 - 四 産業医のうちから所属長が指名する者 一人
 - 五 当該機関に所属する職員で安全に関して経験を有するものうちから所属長が指名する者 三人
 - 六 当該機関に所属する職員で衛生に関して経験を有するものうちから所属長が指名する者 二人
- 3 安全衛生委員会は、当該機関において法第十七条第一項及び法第十八条第一項に定める事項の調査・審議をし、所属長に対して意見を述べることができる。

第十九条 常時五十人以上の職員が勤務する機
関に衛生委員会を置く。
(衛生委員会)

2-8 (略)

第二十条 第十七条から前条までの規定による
総括安全衛生委員会及び衛生委員会の委員の
うち、総括安全衛生管理者以外の委員の半数
については、当該機関の職員の過半数で組織
する職員団体又は労働組合（以下これらの団
体を「職員団体等」という。）がある場合に
おいてはその職員団体又は労働組合、職員団
体等がない場合においては職員の過半数を代
表する者の推薦に基づいて指名しなければならない。

(意見の聴取等)
第二十一条 衛生委員会が置かれていない機関
の所属長は、職員の安全又は衛生に関する事
項について職員の意見を聞くための機会を設
けるように努めなければならない。

2 (略)

4| 安全衛生委員会の運営方法等に関して必要
な事項は、安全衛生委員会が別に定める。
5| 所属長は、委員を選任したときは、遅滞な
く安全衛生委員会委員選任報告書（別記様式
第五号）により総務局長に報告しなければな
らない。
6| 所属長は、安全衛生委員会を開催したとき
は、遅滞なく、当該安全衛生委員会における
議事の概要を規則第二十三条第三項各号に掲
げるいずれかの方法により職員に周知しなけ
ればならない。
7| 所属長は前項の安全衛生委員会を開催した
ときは、遅滞なく安全衛生委員会開催状況報
告書（別記様式第六号）により総務局長に報
告しなければならない。

第十九条 常時五十人以上の職員が勤務する機
関（前条第一項の規定により安全衛生委員会
を置く機関を除く。）に衛生委員会を置く。
(衛生委員会)

2-8 (略)

第二十条 第十七条から前条までの規定による
総括安全衛生委員会、安全衛生委員会及び衛
生委員会の委員のうち、総括安全衛生管理者
以外の委員の半数については、当該機関の職
員の過半数で組織する職員団体又は労働組合
（以下これらの団体を「職員団体等」という。）
がある場合においてはその職員団体又は労
働組合、職員団体等がない場合においては職
員の過半数を代表する者の推薦に基づいて指
名しなければならない。

(意見の聴取等)
第二十一条 安全衛生委員会又は衛生委員会が
置かれていない機関の所属長は、職員の安全
又は衛生に関する事項について職員の意見を
聞くための機会を設けるように努めなければ
ならない。
2 (略)

別記様式第一号を次のように改める。

様式第一号 別記様式第一号

別記様式第二号の備考中「、」を「、」に改める。

別記様式第三号中「(第10条, 第11条関係)」を「(第11条関係)」とし、「安全衛生推
薦書(衛生推薦書)」を「衛生推薦書」に改め、同様式の備考中「、」を「、」に改
める。

別記様式第四号の備考中「、」を「、」に改める。

別記様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第19条関係）

衛生委員会委員選任報告書

年 月 日

総務局長様

所属長 職氏名

次のとおり委員を選任しました。

機 関 名					
職 員 数	人				
委員の区分	職 名	氏 名	年 齢	性別	備 考
総括安全衛生 管 理 者					
衛 生 管 理 者					
産 業 医					
衛生に関する 経 験 者					

備考

- 1 備考の欄には職員団体・労働組合・職員代表推薦の有無を必ず記入すること。
- 2 不用の文字は、消すこと。

別記様式第六号中 「(第18条, 第19条関係)」を 「(第19条関係)」とし、
「安全衛生
委員会」を 「衛生委員会」に改め、同様式の備考中「、」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。